



報道関係者 各位

令和元年10月29日 発表	
担当	三重労働局総務部労働保険徴収室
	労働保険徴収室長 森 克之
	労働保険徴収室長補佐 山本 耕司
電話 059-226-2100	

令和元年度「労働保険適用促進強化期間」の実施について

厚生労働省（三重労働局・局長 下角 圭司）は、毎年11月を「労働保険適用促進強化期間」と位置付け、労働保険の周知広報及び労働保険未手続事業場への加入勧奨等を集中的に実施している。

県内の労働保険の適用事業数は、平成30年度末時点で、44,299事業であり、増加傾向にある一方で、未だ小規模零細事業を中心に未手続事業が残されている。

未手続事業の解消は、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者福祉の向上等の観点から極めて重要であるため、本強化期間において、下記のとおり労働保険制度の周知広報及び加入勧奨を強化し、県内の未手続事業の解消を図ることとしている。

本強化期間（11月1日～11月30日）の主な活動は、次のとおりである。

<広報活動>

- ① 厚生労働省による新聞広告、インターネットバナー広告による広報。
- ② 厚生労働省・三重労働局ホームページを活用した周知。
- ③ ポスター・パンフレット・リーフレットの配布。
- ④ 県内の主要な事業主団体や三重県社会保険労務士会等の団体、また、地方自治体など関係機関に対し周知広報の協力を要請。

<未手続事業場への加入勧奨等>

- ① 当局による未手続事業場への集中的な加入勧奨、指導の実施。
- ② 一般社団法人全国労働保険事務組合連合会三重支部の「労働保険適正加入推進員」95名による個別事業場への訪問等、加入勧奨活動の強化。

添付資料 参考資料1 労働保険制度、県内の労働保険の手続状況について
参考資料2 労働保険に係る周知用リーフレット